

令和6年度

目黒区特定教育・保育施設
(私立認可保育所) の
指導検査について
【保育内容編1】

配信期間：令和7年3月17日（月）から6月30日（月）まで
目黒区保育計画課 保育施設指導検査係



保育内容の説明項目

1 令和6年度指導検査の主な文書指摘事項及び口頭指導事項

2 保育所保育指針の徹底について

- (1) 全体的な計画及び指導計画等の作成と保育内容等の評価
- (2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

3 児童一人ひとりに応じた保育の徹底について

- (1) 児童の健康状態の把握
- (2) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供

4 安全対策の徹底について

- (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策
- (2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策
- (3) プール活動・水遊びや園外保育時間、その他保育中の事故防止対策



保育内容の説明項目

1 令和6年度指導検査の主な文書指摘事項及び口頭指導事項

2 保育所保育指針の徹底について

- (1) 全体的な計画及び指導計画等の作成と保育内容等の評価
- (2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

3 児童一人ひとりに応じた保育の徹底について

- (1) 児童の健康状態の把握
- (2) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供

4 安全対策の徹底について

- (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策
- (2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策
- (3) プール活動・水遊びや園外保育時間、その他保育中の事故防止対策



1 令和 6 年度指導検査の 主な文書指摘事項及び口頭指導事項



1 令和6年度 指導検査 主な文書指摘事項及び口頭指導事項

文書指摘事項

- 保育士が適正に配置されていない

【根拠】 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第43条、
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則第16条
平成10年3月31日 9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱
要綱」 第2－4（1）

- 調理、調乳担当者の検便が未実施である

【根拠】 食品衛生法第51条
令和2年8月5日薬生食監0805第3号「食品衛生法等の一部を改正する法律
の施行に伴う集団給食の取扱いについて」
「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85別添）



1 令和6年度 指導検査 主な文書指摘事項及び口頭指導事項

口頭指導事項

- 保育士を常時2人以上配置していない
- 保育内容の自己評価を行い結果を公表していない



2 保育所保育指針の徹底について

- (1) 全体的な計画及び指導計画等の作成と
保育内容等の評価
- (2) 子どもの人権に配慮し、
人格を尊重した適切な保育



2 保育所保育指針の徹底について

(1) 全体的な計画及び指導計画等の作成と保育内容等の評価

		園	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
長期的な 指導計画	全体的な計画	○						
	年間指導計画		○	○	○	○	○	○
	数か月単位の期の計画		○	○	○	○	○	○
	1か月単位の月の案		○	○	○	○	○	○
短期的な 指導計画	週案		○	○	○	○	○	○
	日案		○	○	○	○	○	○
	個別的な計画		○	○	○			
	保育日誌		○	○	○	○	○	○
	個人別記録		○	○				



2 保育所保育指針の徹底について

(1) 全体的な計画及び指導計画等の作成と保育内容等の評価

【検査における全体的な計画の観点】

① 全体的な計画を作成しているか。

各保育所の「保育の方針」「目標」に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活全体を通して総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成すること。

② 全体的な計画の内容は十分か。

保育の実施・運営に関わる基本事項として・・・

- ・ 保育の基本原則（理念、目標、社会的責任、保育の方法、環境）
- ・ 保育のねらい及び内容、配慮事項（養護と教育） ・ 各保育所の特色ある保育
- ・ 保育内容等の評価 ・ 健康支援 ・ 食育の推進 ・ 災害への備え
- ・ 環境及び衛生管理と安全管理 ・ 子育て支援 ・ 職員の資質向上 等



2 保育所保育指針の徹底について

(1) 全体的な計画及び指導計画等の作成と保育内容等の評価

【検査における指導計画に関する観点】

- ✧長期的な指導計画が作成されているか。
- ✧短期的な指導計画が作成されているか。
- ✧3歳未満児について、個別的な指導計画が作成されているか。
- ✧指導計画に長時間にわたる保育が位置付けられているか。
- ✧障がいのある子どもの保育について指導計画の中に位置付けられているか。
- ✧異年齢保育の指導計画に年齢ごとのねらい、配慮が立案されているか。



2 保育所保育指針の徹底について

(1) 全体的な計画及び指導計画等の作成と保育内容等の評価

参考：「保育所における
自己評価ガイドライン」
2020年厚生労働省より

【保育所で行われる様々な評価 ～誰が評価を行うのか～】

自己評価
保育士等

関係諸評価
保護者・地域住民

第三者評価
関係者以外



2 保育所保育指針の徹底について

(1) 全体的な計画及び指導計画等の作成と保育内容等の評価

参考：「保育所における自己評価ガイドライン」
2020年厚生労働省より

【保育所で行われる様々な評価 ～何について評価するのか～】

保育内容等の評価

保育の
内容

保育の
実施運営

保育士等による自己評価
保育所による自己評価
(第三者評価・保護者等の
関係者による評価)

その他の評価の例

施設の
運営管理

業務の遂行
に関わる
行動・能力

評価機関による
第三者評価、保育所
による自己評価

保育士等による自己評価



2 保育所保育指針の徹底について

(1) 全体的な計画及び指導計画等の作成と保育内容等の評価

【検査における保育内容等の自己評価に関する観点】

㊦保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。

㊦保育所の自己評価を行っているか。（結果の公表まで実施）

㊦評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。

<根拠法令>

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第47条

「目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」 第16条

「保育所保育指針」第1章 3 （4） ア、イ第1章 3 （5）



2 保育所保育指針の徹底について

(1) 全体的な計画及び指導計画等の作成と保育内容等の評価

保育所の自己評価
のポイント

～ 結果の公表方法の具体例 ～

- ◆園だよりなどの定期的な通信への掲載
- ◆ホームページや園内掲示板への掲載
- ◆保育所の自己評価チェックなどのほか、行事や保護者会、アンケート等の結果を保護者に公表しておくとい。



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

検査の観点①

- 児童一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。
- 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。
- 日常生活の中で、身体的、精神的苦痛を与え、人格を辱めるような行為を行っていないか。

(身体的な苦痛 精神的な苦痛 行動の制限 プライバシー)

根拠法令等

児童福祉法 第33条
児童虐待の防止等に関する法律 第3条
目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 第25条
保育所保育指針 第1章



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

検査での
確認事項

- ◆ 保育士は、子どもの主体としての思いや願いを受け止め、適切な声掛けや関わりをしているか。
- ◆ 自己を十分に発揮できる環境を整えているか。
- ◆ 事故簿や保育日誌等の中で、不適切な保育と思われる記載がないか。



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

参考：「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」より

「不適切な保育」や「虐待等」の考え方の概念図

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

虐待等

虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為

虐待

「身体的虐待」、「性的虐待」「ネグレクト」、「心理的虐待」に該当する行為

虐待等

「虐待」に加えて「子どもの心身に有害な影響を与える行為」を含んだ行為

不適切な保育

「虐待等」と疑われる行為

「望ましくないと考えられるかわり

子どもの人権擁護の観点から「望ましくないと考えられるかわり



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

参考：「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」より

行為類型	具 体 例
①身体的虐待	◆首を絞める、殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせる恐れのある行為の及び、意図的にこどもを病気にさせる行為 ◆打撲やあざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

参考：「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」より

行為類型	具 体 例
②性的虐待	◆下着のまま放置する ◆必要のない場面で下着や裸の状態にする ◆こどもの性器に触るまたは、こどもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む） ◆性器を見せる ◆本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話をする。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） ◆こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う ◆ポルノグラフィーの被写体などを強要する、又はポルノグラフィーを見せる など



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

参考：「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」より

行為類型	具 体 例
③ネグレクト	◆こどもの健康・安全への配慮を怠っている ◆こどもにとって必要な情緒的欲求に応えない ◆おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにする ◆泣き続けるこどもに長時間関わらずに放置する ◆適切な食事を与えない ◆別室などに閉じ込める、部屋の外に閉め出す ◆虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する ◆他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

参考：「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」より

行為類型	具 体 例
④心理的虐待	◆ことばや態度による脅かし、脅迫を行う ◆他のこどもとは著しく差別的な扱いをする ◆こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりする ◆こどもの心を傷つけることを繰り返し言う ◆こどもの自尊心を傷つけるような言動を行う ◆他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う ◆感情のままに、大声で指示したり、叱責したりするなど



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

【保育園における保育士の性的虐待、性的関わりの具体例】

- おむつ交換、着替えや、排泄介助、午睡の寝かしつけの際に、プライベートゾーンを触る（衣類の上からも含む）などわいせつ行為を行う。
- 子どもを裸にして、個人的に裸の写真、動画等を撮る。
- 衣服、その他身に着けているものの上から、子どもに保育士の性的な部位を触らせる。
- 子どもの体を撫でまわす、キスをする、一方的に長時間、抱きしめ続けるなどの行為を行う。



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

参考：事務連絡
令和6年5月7日
子ども家庭庁

【保育所等のホームページにおけるこどもの性的な部位を含む画像等の掲載等について（注意喚起）】

子どもの性的な部位とは・・・

（性器・肛門・これらの周辺部・臀部または胸部）

※不特定・多数の者が閲覧可能な状態にしない。

※保護者に閲覧できる者が限定される場合等を含め、不適切な使用がなされないようにする。



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

【正当な業務上の行為として身体接触が必要と考えられる場面】

- 例)
- 保育中の抱っこやおんぶ、午睡の寝かしつけ
 - おむつ交換や排せつ等の介助
 - 沐浴の際の関わり
 - 着替えの介助
 - 触れ合い遊びや体操など身体接触を伴う遊び



子どもを性的被害から守るために



園内に、死角となるような場所がないか、リスクのある場面はどのようなときかなどを把握し、それぞれの場所や場面に応じた職員間のルールを決める



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

保育園における保育士の虐待等の事例について

★2023年 A自治体 (認可保育施設)

- 保護者から園に不適切な保育の事案（性加害）に対する通報
- 当該保育士を含め複数職員で事実確認を行うが、事実関係を明確に語らず
- 緊急保護者会の開催、自治体への報告、保護者から被害届の提出
- 警察の捜査、逮捕



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

参考：「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」

不適切な保育とは・・・

保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし改善を要すると判断される行為

身体的苦痛

精神的な苦痛

【不適切な保育の行為類型】

- ① 子どもの人格を尊重しない関わり
- ② 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉かけ
- ③ 罰を与える・乱暴な関わり
- ④ 子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- ⑤ 差別的な関わり

行動の制限

プライバシー



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

具体的な観点 ①

身体的苦痛

- 行動を促すときに肩や腕を乱暴にひっぱる等をしていないか。
- 怒るときに叩く、突き飛ばす、頭を小突くなどの暴力を振るってないか。
- 食事の際に無理やり口にご飯を入れていないか。
- 寝かしつけるときにパンパンと音がするほど強く、子どもの体を叩いていないか。



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

具体的な観点 ②

精神的な苦痛

- 子どもによって、差別をしたり特別扱いをしていないか。
- 嫌いなものを無理に食べさせたりしていないか。また、食べ終わらない子どもに対し、部屋の電気を消し、午睡時間も食べさせ続けていないか。
- 大声で怒鳴ったり、命令的な口調になっていないか。
- 無視や放置をしていないか。



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

具体的な観点 ③

行動の制限

- 乳児をラックやバウンサー等で寝かせたままにしていないか。
- ベビーベッドやサークルに子どもを入れたままにしていないか。
- 特定の狭いスペースで、限られたおもちゃで遊ばせるなど、自由な遊びを制限していないか。
- 早く午睡から目覚めた子どもを、布団で待たせたり、まだ眠っている子どもを強制的に起こすなどしていないか。



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

具体的な観点 ④

プライバシー

- 着替えの際は、なるべく全裸にならないように上下別々に着替えさせているか。
- 着替え、おむつ替え、プールの際は、外部からの視線を遮る工夫をしているか。
- 幼児のトイレにはドアや衝立などが設置されているか。



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

☹️ 不適切な保育：『保育士の認識』 『職場環境』

★ 人権意識が低い職員集団に起こり得る保育上の問題

- ① 子どもに責任の転嫁をしている
- ② 子どもと保育士の関係性が、主従関係になっている
- ③ 子どもに保育士の価値観を一方的に押し付ける
- ④ 子どもを保育士の思い通りにさせたいとき、不適切な方法をとる



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

参考：「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」より

不適切な保育を防ぐために・・・PART 1

不適切な保育が生じることのない
職員体制、職場環境
の整備を行う

保育士に対する
教育・研修を行い、
園全体で取り組む

計画作成や
振り返りにおける
配慮

第三者評価を
通じた保育士の
気づきの促進

お互いの保育が見えるところで保育し
保育士同士が見ていることを意識する



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

不適切な保育を防ぐために・・・PART 2

◆人権擁護の視点で日々の保育を振り返るときのポイント◆

😊 子どもにとってどうなのか？

- * 自分がされて嫌なことはしない。
- * 保護者や第三者がそばにいるときにやらないことはしない。



2 保育所保育指針の徹底について

(2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育



自園のマニュアル、
手順の内容を確認
してみましょう

【不適切な保育に関する相談先】

【運営法人】

- ▶ 施設長
- ▶ 法人の相談窓口
- ▶ 第三者委員

【目黒区】

- ▶ 保育課保育支援係
- ▶ 03-5722-9867
- ▶ 03-5722-9849

